

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
1	第1章 計画の策定にあたって 3指標・目標の設定	全般的に、アンケートや調査からの数値は出されているものの、その結果に対して市のこども計画として、制度・設備・施設をどのように充実させていくか、という数値目標は見受けられないように思います。より具体化していくためには、市として数値目標に対しどのように取り組んでいくかも明らかにしてほしいと思います。	地域こども・子育て支援にかかる各事業の量の見込みと提供体制の確保方策については、本計画の「第4章 子ども・子育て支援法に基づき市町村計画」に掲載しており、「就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容」につきましては、計画策定後、毎年進捗状況を確認し、状況に応じて見直しを図ってまいります。 また、本計画の「めざすべき目標像」の計画最終年度（令和11年度）の達成状況をわかりやすく示すため、客観的に測定できるような数値化した成果指標として「はぐくみ指標」を設定しており、この「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定しております。この「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善を図ってまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	—	1
2	第2章 現状と課題 2こども・若者を取り巻く状況	P16「学力」に関して 各年度の全国学力・学習状況調査において全体として改善傾向にあるが、依然として全国水準に達していませんとあるが、子供の学習状況が「学校のみ」なのかもしれないが「学校＋塾」でなのか、又、どのくらいの費用をかけていてこの結果なのか把握して頂き計画に反映して欲しいと思いました。	教育委員会では、子ども一人一人の学習状況や各種学力調査結果等のデータを客観的に蓄積し、これら教育データを活用して学力向上関連施策の効果検証を行っております。引き続き、個々の学校や子ども一人一人の状況を把握し複合的・多面的な分析・検証しながらデータ等の根拠に基づき効果的な施策につなげていきます。	16	1
3	第2章 現状と課題 2こども・若者を取り巻く状況	少子化が進む中、こどもに対する計画がされることはとても望ましい。乳幼児期だけではなく、“こども”とされる年齢への対応が大切。特に「将来に夢や目標を持っている」数の減少がみられるのは、こどもとそれを支える親や大人の幸福感をつくるのが大切だと思います。	本計画は、「こども」の定義を「おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者」としております。 また計画の対象をすべてのこども・若者と子育て当事者とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進するものとしております。基本理念及び重視する視点に記載のとおり、本計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態で成長することを重視しており、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、この基本的な考え方に沿って関連する施策・取組を進めてまいります。	15	1
4	第3章 計画の基本的な考え方 1基本理念	大阪市内には、外国人住民が多く住み、とりわけ在日朝鮮人・韓国人は、市内で6万人近く暮らしています。 そうした中、「こども基本法」には、人種や国籍、経済状況など、置かれている環境等にかかわらず、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすることを定めています。 とりわけ子どもたちへの教育は重要です。各種学校である朝鮮学校に通っている子どもたちが、一条校と同様の行政サービスを受けることができないことは、「こども基本法」に反しています。自治体が率先して差別や不平等を改善していく必要があります。「大阪市こども計画」にそうした文言を入れるべきです。	本計画は、基本理念で掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生き、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、関連するこども・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その最善の利益が優先して考慮され、すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していくこととする力を見守り、はぐくむことを重視することとして、重視する視点（3）に記載しております。 いただいたご意見については、関係先と共有し、連携を図りながら施策を推進してまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	41	32
5	第3章 計画の基本的な考え方 1基本理念	大阪市の担当者の方々の詳細な分析と企画立案能力そして熱意が伝わりました。そこで、二、三点コメントさせていただきます。 ・基本理念の章には、企業や市民団体との協働がありますが、くれぐれも、公金の無駄にならないよう、そしてそれが、一定の思想的な活動への資金源を提供することにならないよう注意して頂きたいと思います。 ・全体的に、横文字、理解や解釈に幅のある外来語の使用が多すぎる感じがします。 ・「多様」という言葉の濫用が気に掛かります。流行なのか思想的意図があるのか気にかかる所です。 ・子供の視点をなによりも重視します」とあり、受け入れられやすい表現で結構な事と思いますが、子供の権利として、「叱って責める権利」と大人の「きちんと叱る義務」という切り口もあってよかったのではと感じました。尚、なぜ子供は「こども」と平仮名表記を選択されたのか気になります。 ・「全ての子ども・若者～」とありますが、なにを想定して「すべての」とされたのか気、になるところです。この表現は入なくても充分意図は伝わるはずですが。 ・「ありのままの自分」とはどういう意味で使われているのでしょうか。自己尊厳という言葉も英語ならセルフディグニティという言葉もあり、むしろしっくりくると思います。 ・「外国につながるこどもと家庭への支援」とはどういう意味でしょうか。外国籍の児童や家族に対する支援は行の、住民・国民から委託された業務を逸脱するものと考えます。フランス在住ですが、財政を圧迫し、行政サービスの悪化を招きひいては社会不安を増加させます。行政は同情でも隙隙のない同情ではありませんし、既得権益化する可能性があります。 ・国際化を掲げていらっしゃいますが、海外在住者の意見としては、英語教育ではなく、しっかりした日本語教育がなによりも大切で、そして日本の伝統・文化に対する知識と理解が、国際的感覚を生み出します。確かな事は、ルーツを蔑ろにする人は国際人になり得ません。 以上。ありがとうございます。	・基本理念における「市民、団体、企業等と協働」とはある特定のものに特化したものではなく、「社会総がかりでこども・若者をはぐくむ」という視点を表記したものです。 ・平易な表現を心がけて作成しておりますが、解釈の難しいものと考えられる単語につきましては、「参考資料」として用語の説明を記載します。 ・「多様」という言葉の使用に流行や思想的意図はございません。 ・「こども」の平仮名表記については、こども基本法第2条の定義に合わせ表記したものととなります。なお、大阪市こども青少年局では、開局当初から、法令・固有な名詞等の根拠があるものを除いて「こども」と表記しております。また、本計画は、こどもの視点を何よりも重視するとともに、こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長し、自立していくこととする力を見守り、はぐくむことを重視しており、ご意見いただいた切り口については、この重視する視点の中に包含されるものと考えております。 ・「すべてのこども・若者」については、「誰一人取り残されることなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていく」という本計画の基本理念のもと、「誰一人取り残されることなく」という意図が明確に伝わるよう表記したものです。 ・「ありのままの自分」については、「個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）」という意味をこめて表記しております。 ・「外国につながる市民」とは、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き上げてきた人々、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。 本計画の意図が、対象となるすべてのこども・若者、子育て当事者をはじめ、市民の皆さまにしっかり伝わるよう、内容を充実させてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	41	1
6	第3章 計画の基本的な考え方 2重視する視点	子供の意志表明権が、恣意的に使われることのないよう、最新の注意を払っていただきたいです。 子供の権利は結構ですが、中国の文化大革命の紅衛兵のようなことを本当におそれています。 プレコンセプションケアのとりくみ。子供の発達段階にあわせたものになるようおねがいします。LGBTなど、発達段階にあわない取り組みが各地で見られます。 大阪市内は近年LGBTに力をいれていますが、子供に過剰な教育はしないでいただきたいです。	施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視してまいります。	41	1

資料4-2			
大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）			
通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方
7	第3章 計画の基本的な考え方 3計画がめざす「大阪市のまち像」	P43計画がめざす「大阪市のまち像」について これまでの調査やアンケートから子どもを取りまく環境の変化や子ども・家族が抱える問題などが可視化された上での「市のまち像」なのでしょう。まだまだ守られるべき存在の子どもと多くの困難を抱える世帯に対して、公的責任としてどう具体的に取り組むかを明確にして下さい。自助が共助も必要でしょうが、それに限界はあります。子どもの健やかな成長のために、公助がしっかりと支える大阪市であってほしいと思います。	本市では、本計画の策定に向けて、令和5年度にこども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向、若者がおかれている状況や今後の展望を把握するため、ニーズ調査を実施しており、その結果を本計画に反映しています。 その上で、計画がめざす「大阪市のまち像」については、本計画の基本理念のもと、最終的にめざすまちの状態として設定しています。行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・若者・子育て当事者への支援の基本的な考え方を計画の基本理念として示しながら、各こども・若者関連法に基づく各計画を整理・統合し、行政や各関係機関が担うべき取組や、市民や地域の主体的な活動を支援する取組を総合的かつ一体的に取りまとめたものです。 具体的な取組については、「第5章 基本施策と個別の取組」で取りまとめておりますので、ご参照いただけたら幸いです。
8	第3章 計画の基本的な考え方 4施策の基本方向	7.施策体系 はぐくみ指標に「しょうがい児認定に必要な書類※作成可能な者に認定心理師も加える」「大阪市の認定心理師の数と保護者が認定心理師にかかり、しょうがい認定を受けた数」を指標に ※大阪市保育所運営課特別支援保育事業 2. 3号認定に必要な診断書のこと	本市では、地域の中で障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育を推進するために民間保育施設における受入れ環境を整え障がい児の受入れを促進し、特別支援保育の推進を図っております。 今回いただいたご意見は、今後の障がい児保育施策にかかる方策を検討する際の参考とさせていただきます。
9	第3章 計画の基本的な考え方 6基本施策	P48 6基本施策 ・保護者がともに、就労する家庭が多いことを踏まえ、子どもの放課後をより良いものとするための取組みの充実を「基本方向2」に追加してください。	こどもの放課後にかかる事業については、事業内容から「基本方向2～学童期・思春期～こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。」「施策（1）こども・若者が自立して生きる力の育成」「施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します」に取組を記載しております。 なお、「児童いきいき放課後事業」においては、令和7年度より活動時間延長の充実（利用人数要件の廃止やスポット利用の新設）を図る等事業を拡充し、取組を推進してまいります。また、「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等にに応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、さらに、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。
10	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	私は大阪市内で保育士をしています。また子育て中でもあります。 こども計画を読ませてもらい、理想、状況などはわかりましたが…子育て親も日々悩み、保育現場の職員も疲弊しております。 具体的案として、発達に配慮のいる児童が増える中、日々の保育が成り立たず職員が潰れていっています。保育士の配置基準や人員確保、補助金の見直しを早急にお願いしたいです。また民間保育園任せの公立保育所がなくなっている状況です。公的に保育現場の把握、責任を果たせる施設等を増やして下さい。 また助けてと言えない方、頑張りすぎる方々がたくさんいる事。全ての市民が分かりやすい計画、周知の工夫をお願いします。	保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものと なっています。 保育の質の確保において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。 また、本市では、地域の中で障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育を推進するために民間保育施設における受入れ環境を整え障がい児の受入れを促進し、特別支援保育の推進を図っております。 今回いただいたご意見は、今後の障がい児保育施策にかかる方策を検討する際の参考とさせていただきます。
11	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	今回の「大阪市こども計画（素案）」の1基本理念、2重視する視点、3計画が目指す「大阪市のまち像」は全く同感で、何ら意見を持つものではない。それが、4施策の基本方向で5つの「基本方向」を設定し、「めざすべき目標像」は「はぐくみ指標」を設定すると言いながら、何ら具体的な数値を伴った目標が設定されず、今までの施策の表現を変えただけのように感じる。 8ページの第2章 現状と課題で年少人口と高齢者人口の推移、労働力の状態、人口・世帯等の社会状況からみる課題などで分析し、問題点が明らかになっていると思うのに、それに対する必要な施策が何ら提案されていない。 52ページの地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）もこれによって大阪市内に住みたいと思う人がどれだけ増えるでしょうか？ほとんどが現状追認です。75ページ以降も「保幼小連携・接続推進」で事業参加者アンケートでは肯定回答98.9%となっているが、実施年は良くて、小学校担当者が異動すると状況が一変し、保育の熱心な状況は理解していますか？77ページ以降の保育所等の整備も数ではなく質の問題ととらえ、例えば園庭のない園に園庭を作るよう支援するなど、考えられないですか？近所のマンションの1階にある保育所は、午後3時になると近くの公園へお散歩。その時間に保育所は掃除をしている。公園では保育士は気を遣って「貸してあげよ」。子どもは気の済むまで遊びたいもの。保育園利用保護者の1番の困りごとは小学校の開校時間。「延長保育支援事業」を利用し、小学校のイキイキの開所時間を7：00～、終わりは19：00は無理なのか？保護者は助かると思うけど。82ページの「第3者評価受審促進11年で25か所しか受けていない現状を、どうとらえているのか？公道価格の拡充に先駆けて、大阪市独自に受審費用を補助します」と書いてあるが、その結果が令和5年度で25か所の受審。全保育所が5年ごとに受審できるのが目標と思うが、これで目標達成します、と胸を張れる数字なのか？何年で市内全保育施設が受審完了するのだろうか？この先、学童期、思春期のめざすべき目標像、すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。子ども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、子ども・若者の成長を支える環境が整っている。などは、全くその通りだが、基本施策には「多様な体験や学習ができる機会の充実」「教育環境を充実します」「健康を守る取組みを充実します」「早期発見早期対応のための仕組みを充実します」「適切に支援するための仕組みを充実します」これを読んだ問題を抱えた子ども、保護者が「よくやってきている」と言ってくれたと思いませんか？いつまでに、どれだけの金を使って、どのような対策を実行するのか、皆それをまわっているのではないですか？これ以下は読む気もなくなってしまう。最初に戻って読み返すと、23ページの若者意識調査（15～39歳）の項目に「ニート」とあったが、厚労省の定義によれば、ニートは15歳～34歳を指す言葉、と書いてある。この調査にニートを用いるのは不適切ではないか？スニースがなくなってきたので、36ページの「こどもの外出時に困ること」「こどもの遊び場の満足度」を改善し流山市のような「子育て家庭に選ばれるまち」になるよう、もっと金と知恵と人的資源を子どものために使ってください。	本市の人口・世帯等の社会状況からみる課題については、本計画のみで解決できるものではなく、関連計画として記載している大阪市未来都市創生総合戦略等と連携を図りながら取組を進めていく必要がありますが、その中で、本計画では、基本理念のもと、最終的にめざすまちの状態として「大阪市のまち像」を設定し、この達成をめざして、こども・若者と子育て家庭を対象とした施策を実施することとしております。具体的な施策については、「第5章 基本施策と個別の取組」に記載しておりますが、これらの「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進することにより、「大阪市のまち像」の実現につなげてまいりたいと考えております。数値目標としては、「めざすべき目標像」の計画最終年度の達成状況をわかりやすく示すものとして「はぐくみ指標」を設定しており、「第5章 基本施策と個別の取組」の中で、具体的な目標値をお示ししております。 「保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進」につきましては、担当者の異動がある中で事業の継続した進展は課題である認識しております。各施設での「連携・接続」の取組に継続して活用していただけるよう、今後も「保幼小連携・接続研究」に取り組むその成果を発信するとともに、研修の実施により「連携・接続」の重要性や意義について理解が深まるよう努めてまいります。「保育所等の整備」について、本市では、令和6年4月時点での待機児童は過去最少の2人となりましたが、利用保留児童は、2000人を超えており、依然として高水準です。さらに大規模マンション建設による子育て世帯の転入や第2子保育料無償化などによる影響により、さらなる保育ニーズ増が見込まれることから、それに対応する保育施設の整備が引き続き必要な状況です。一方で、保育の質の確保も重要と考えておりますが、本市のような大都市では、地価も高く、土地も多用途での活用が進んでいることから、園庭も含めて保育所設置に適したまとまった用地を確保するのは困難な状況にあると考えます。 令和6年度は調査評価員の増加や第三者評価機関の増加もあり、第三者評価受審促進事業の実施設数の増加を見込んでおります。 第三者評価機関の認証機関である大阪府とも連携し、5年に1回受審いただけるよう体制の整備に取り組むとともに、第三者評価の意義の周知にも努めてまいります。 学童期・思春期の施策につきましては、それぞれ記載の内容に沿って取組を推進し、その方針等を定めていくこととなりますが、本計画がこどもの幸せを第一に考え、その課題解決に向けて推進するものであることがこども・若者、子育て当事者にとり伝わらるよう、様々な工夫をこらし、周知広報に努めてまいります。

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）				資料4-2	
通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
12	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	外国籍の子どもへの教育支援に関して、外国籍の子供より日本人の子供の支援を優先的に考えてほしいです。 自国の未来のために使われるはずの税金やリソースが、他国の子供に多く使われるようなことは納得いきません。日本文化に無理解であったり、日本の文化に溶け込む意思を持たない状態であればなおのことです。 もし外国籍の子供を支援するのであれば、日本語教育だけでなく、日本の文化やマナーを教える方針も取り入れるべきではないでしょうか。日本語が話せても、日本の文化や社会的な価値観を十分に理解しないまま育つことで、異文化間の摩擦が生じる可能性があるかと懸念しています。 日本人に対して他国の文化の理解を促すのではなく、外国籍の人に日本の文化や生活を理解してもらうことに集中してもらいたいと考えています。 以上の観点から、慎重な検討をお願いします。	本市の学校園は、文部科学省によって示されている学習指導要領や、本市教育委員会が示している「大阪市教育振興基本計画」にもとづいて、指導計画を立て教育活動を行っています。 「大阪市教育振興基本計画」の重点施策の一つに、「多文化共生教育の推進」を掲げ、我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景を持つ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるように取り組んでいます。また、「大阪市多文化共生指針」及び「大阪市多文化共生指針行動計画」を踏まえ、外国につながる子どもをはじめとする全ての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進しております。 各学校園においても、教育課程内の活動として、多文化共生教育の観点で、児童生徒が外国の言葉や文化に触れる機会を設けている学校もあります。いずれの学校も一つの国や地域に限らず、学校・学級に在籍する児童生徒につながりのある、我が国と関係の深い国、さまざまな国の言語、文化を取りあげて学習するよう、教育委員会より指導しております。 本市の学校園で学ぶ全ての子どもたちに対し「世界における多様な文化を相互に理解し合い、異なる文化を持った人々とともに生き、協働することを通して新しい価値を生み出す」という趣旨をご理解いただき、今後とも大阪市教育行政に対しまして、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。	85	1
13	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	「子どもの権利条約」批准から30年が経過し、やっと国内法に当たる「こども基本法」が成立し、2023年12月には「こども大綱」ができました。これまでも国連から、様々な勧告を受けながら対応してこなかった日本政府が、これを機に、子どもが権利の主体であることを基本に、「子どもの最善の利益」を真に考えた教育政策、教育制度、教育関連法などの見直しを進めていくことを期待するものです。 この「こども基本法」に則り、大阪市「こども計画」をつくるわけですから、当然、「子どもの権利条約」が反映されたものでなければならないと考えます。そのためには、「大阪市教育振興基本計画」などの子どもの教育に関わる計画や条例等が、本当に「子どもの最善の利益」を反映したもののなか、根本的な問い直しを行い、これまでの教育施策の問題点を改善していく必要があります。しかし、出された「こども計画」（素案）からは全くそのような意思を感じることができません。 すべてには言及できませんので、学校教育に関わるP99の「施策3 子どもの学力の状況に応じた学力向上への取組を充実します」について述べます。 そもそも子どもの学力向上のために行われてきた大阪市の施策が、子どもにとっての最善の利益となってきたのかについて検証する必要があります。国連子どもの権利委員会からは、過度に競争的な学校システムが限度を超えて学校環境をストレスフルなものにしていることが、いじめ、不登校、自死などの問題にも関連していることを再三、指摘されてきています。それなのに、【重点施策】学力の向上では、「全国学力・学習状況調査」「小学校学力経年調査」「中学生チャレンジテスト」等の結果を問題にし、これまでやってきた取組をこれまで通り行うことが記載されているだけです。本当に子どもを権利の主体として、その最善の利益をおとなが一生懸命考えた結果とは思えません。何の反省や検討もされず、今まで通りのことを漫然やり続けるのでしょうか。 他のところを見ても、それぞれの行政部局が、今までやって来たことを一つに集め、「こども計画」の枠組みで並べ直したに過ぎないように見えます。これを見て、子どもたちは「おとなたちが本気で自分たちのことを考えてくれている！」と喜び、未来への希望を大きく膨らませることができでしょうか。 「子どもの権利条約」の精神に則り、これまでの国連からの勧告もふまえ、「子どもの最善の利益」を根本的に捉え直し、「こども計画」（素案）そのものを再検討すべきだと考えます。よって、子どもの意見も、市民の意見も反映されていないような「こども計画」（素案）には反対します。また、パブリックコメント求めることで、市民に周知し、了解を得たように見えるやり方も改めていただきたいと思います。	こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定する本計画は、基本理念に掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるこどもまんが社会」の実現につながっていくため、関連することも・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その最善の利益が優先して考慮され、すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されことなく、一人ひとりの個性を大切に、将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していくこととする力を見守り、はぐくむことを重視して推進してまいります。 また、関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけ、現時点では、令和7年度を計画期間とする現行の「大阪市教育振興基本計画」と整合性を保つものとなっております。「大阪市教育振興基本計画」については、今後、令和8年度以降の計画策定に向けた検討が行われる予定であることから、その動向を注視し、緊密に連携を図りながら、引き続き整合性を保つよう努めてまいります。 教育委員会では、子ども一人一人のアンケート結果や学習履歴等のデータ及びこれまでの「全国学力・学習状況調査」や「中学生チャレンジテスト」、「大阪市小学校学力経年調査」等の全市共通の調査結果データを客観的・経年的に蓄積し、大阪市総合教育センター内に設置されたシンクタンク統括室において複合的・多面的に分析検証しながら、学校の課題に応じた支援、子どもの個別最適な学びの推進に向けた支援を行っています。 なお、本計画策定にあたっては、本年度よりこども基本法第11条に基づき、今後の計画や施策にこども・若者当事者の声を反映するため、本市「こども・子育て支援会議」の委員として、こども・若者委員にご就任いただいております。また、令和5年度より常時募集している「こども・若者の声」や今回のパブリック・コメントによる意見聴取を行ってまいりましたが、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後も幅広くこどもの意見表明の場を提供し、本市こども施策に反映できるよう、様々な工夫を凝らし努めてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	99	1
14	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	素案p.98「安全教育の推進」 子供の防犯力を高める取組みに、ぜひ力を入れてほしいです。 私の子供が大阪市外から、大阪市内の学校に通っています。通学途中にヒヤッとする経験があったそうです。 「本人が気をつける」だけでなく、「犯罪機会論」の視点を取り入れていただきたいです。 なお、私の住む自治体では、LGBT（性の多様性）についての取組も、包括的性教育に力を入れています。が、どちらも子供を性的なものと近づけるもので、大変ショックをうけました。また、東南アジアから来ているイスラム教徒の方々は、同性愛などは宗教上の理由から受け入れられません。こども計画の中には今後もしないでいただきたいです。 大阪府が性の多様性条例を制定しているのは承知しています。	「学校安全計画」において、「通学路の確認」「安全な登下校」等の項目を設定し、指導することとしており、小学校においては、通学路の「安全マップ」を作成し、地域・保護者への周知とともに、学校の実情に応じた登下校についての指導を行うなど、児童生徒における安全確保の取組の推進に努めております。 引き続き「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実等に取り組むとともに、児童生徒が主体的に自らの安全を確保できるよう、計画的・継続的な安全実践の推進に努めてまいります。 子どもたちが自己肯定感を高め、自他の命を大切に、相手を思いやり集団生活の場でもより人間関係を築き、それぞれが自分の将来について具体的な目標をもつことができるよう、生きる力を育む『性に関する指導』を、系統的に進めるよう取組を進めています。 生きる力を育む『性に関する指導』を実施するにあたっては、児童生徒等の発達段階や発達の特性を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得るとともに、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要であることから、各学校において学校全体の指導計画に基づいた年間指導計画を策定しています。	98	1
15	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向4	障がいのある子どものいる家庭への支援策のひとつとして、兄弟姉妹への家庭での子育ての支援策として、保育所、学童保育等に、優先的に入所できるようにされたい。 その他、保育料の軽減、送り迎えのsupportなど、特に重度（身体的のみならず、多動などの精神的なハンディキャップを持つ子どもが、兄弟がいる場合）の障がいを持つ子どものいる家庭への負担を少しでも軽減できるような支援策を講じられたい。	障がいのあるこどもに係る保育施設等の利用調整の取扱いについては、「地域社会の中で、障がいのあるこどもが、仲間とともに育ち合う保育」を推進するという基本的な考え方のもと、各保健福祉センターにおいて、こどもの状態に応じて必要な調整を実施するなどして希望先の保育施設等に入所できるよう取り組んでいるところです。 保育料について、年収約360万円未満の世帯で、障がいの程度や種類にかかわらず、在宅障がい児（者）のいる世帯については既に軽減措置を行っています。 また、本市においては、令和6年9月より、障がいの有無にかかわらず、きょうだいがいる世帯の第2子以降の保育料無償化を実施しております。 どのような家庭状況であっても、経済的な不安を感じることなく、等しく子育て、教育ができる環境を整えるために、引き続き保育料の負担軽減に努めてまいります。	120	1

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
16	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 4	シングルマザーで、障害のある娘を育てています。最寄りに頼れる家族もいないので、仕事を継続する為には20：00まであずけられる場所が必要が必要です。また、学校がふりかえ休日でお休みになった場合等も、あずけられる場所が必要です。上記必ず協力頂かないと、娘を育てる事ができません。宜しくお願いします。	放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供しています。引き続き国の報酬体系に沿って適切に給付を行い、本計画に基づいた取り組みを進めます。	136	1
17	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 5	3人を子育てしています。こどもを大学まで行かせようと思うと莫大なお金がかかります。こどもは国や社会の宝でもあるので、こどもにもっとお金をかけてください。 大学学費高すぎます。半額にしたらうか入学金なしとかそれまでの学校の授業料や給食費無料医療も無償化 こども手当てをあつくお米はすごく助かったので2ヶ月に1回とかほしいです こんな意見を 直接 大阪市のこども担当者の方が保護者から聞ける場を持ってくださると すごいいい 子育てしやすい大阪市になると思います。	学校給食費については義務教育無償の趣旨を踏まえ、令和5年度より、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無償化を、臨時的な措置ではなく既存の制度も活用しながら本格実施しているところです。 児童手当（旧こども手当）については、令和6年10月に全てのこどもの育ちを支える制度とするため、抜本的な拡充が行われました。その内容については、「所得制限の撤廃」、「高校生年代まで支給期間の延長」、「こども3人以上の世帯について、第3子以降月額を15,000円から30,000円」となりました。また、支給回数についても、年6回（2か月に1回）の支給に変更となりました。 皆さまのご意見をお聞きする場として、この間、「こども・若者の声」や今回のパブリック・コメントを実施してまいりましたが、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後も様々な工夫を凝らし、意見聴取に努めてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	157	3
18	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向 5	小学生の保護者です 学校給食費の無償化について全額無償になりとてもありがたいのですが、量が少なすぎると感じます 育ち盛りの子供なので可哀想に思います。好き嫌いもある子供達ですが、みんなと一緒に食べられることも多く、保護者として安心できます 例えば、大阪市＋保護者負担として、安心できる環境をつくっていただきたいと思います 物価高騰で難しいとは存じますが、何卒よろしくお願い致します	学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるよう文部科学省の「学校給食摂取基準」が定められており、本市においても、各栄養素を過不足なく摂取できるよう献立を作成しています。献立作成においては、旬の食材を利用した季節感・伝統行事にちなんだ内容、各地の郷土料理や諸外国の料理をもとにするなどの多様化の工夫、児童生徒の嗜好を考慮しつつ素材の持ち味を活かした調味・調理等、充実を図っております。また、物価高騰にも対応できるよう学校給食費の増額改定（R5・R6）を行い、質の維持向上に努めています。	157	1
19	その他	定住外国人の意見を聴取するしくみや機会を積極的に作り、それをこども計画にしっかり反映させてほしいと思います。	本市では、こども・若者の声を本市ホームページにおいて募集し、実際に寄せられた声やご意見については、各関係所属と共有しながら施策反映等、検討を進めております。 また、今年度よりこども基本法第11条に基づき、今後の計画や施策にこども・若者当事者の声を反映するため、本市「こども・子育て支援会議」の委員として、こども・若者委員を公募し、ご就任いただいております。 これらは、外国籍、外国にルーツのある方々を対象から除外しておらず、大阪市こども計画に基づく施策・事業についても、国籍・ルーツに関わらず、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象としております。 また、令和元年度及び令和4年度には、大阪市内にお住いの18歳以上の外国人住民（無作為抽出された4,000人）の方に、「出産・子育て・教育について」の項目を含めたアンケート調査を実施し、結果についてホームページで公表するとともに、各所属で共有し、それぞれの所属で進める施策の参考としております。	—	1
20	その他	・意見の募集は、大阪市内の広報紙に掲載され、HPだけの告知よりよかったです、子どもたち若者たちへは、どのように案内されたのでしょうか？ ・子どもたち、若者たちの意見を聞くために、具体的にしたこととはどんなことですか？	「こども・若者の声」の募集として、本市ホームページより常時意見募集を行っております。 また、X（旧ツイッター）等のSNSを活用した広報を行っておりますが、今後も幅広い意見聴取のため広報活動に努めてまいります。	—	5
21	その他	子ども・妊婦の健康・保健に関連する箇所には、子ども・妊婦への受動喫煙の危害についてあまり触れられていないようですが子ども・妊婦のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） (1)子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 (2)子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができません。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれないが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 (3)都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせなくてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ※大阪府受動喫煙防止条例、大阪府子どもの受動喫煙防止条例なども援用いただき、具体的な施策の敷衍をお願いします。 (4)子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、府と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。 ※貴市の「禁煙したい方へ「おおさかチャチャッと卒煙」もスタート！」は先進的ですし、取り組みの事例として、本計画にも紹介いただいてはどうでしょうか。	本市では、受動喫煙による健康影響に関する普及啓発等を行っております。たばこに関する施策は、国において収集するエビデンスや専門家及び関係者の意見に基づいて進められており、それらを注視しながら、本市としてどのような施策を実施すべきか検討してまいります。 また、喫煙禁止場所以外で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況には配慮しなければならないものとされています。本市においても、大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、子どもの受動喫煙による被害からの保護を図っております。 今後も関係部署と連携を図り、喫煙や受動喫煙による健康影響について引き続き普及啓発等に努めてまいります。 なお、「おおさかチャチャッと卒煙」は、3か年（令和5年度から令和7年度まで）の計画で実施しており、令和7年度末（申込期限は令和7年8月31日まで）をもって終了することから、こども計画（素案）には掲載していません。 いただきました貴重なご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	—	1
22	その他	◎地域の公園について ・子どもたちが安心して遊べる場所の確保を。	大阪市では、現在、市民が安全で安心して利用できる魅力ある公園整備を実施しております。 今後とも、こどもの遊び場、日常の体力づくり、身近なレクリエーション等の拠点となる公園の整備に取り組んでまいります。 また、大阪市では令和3年度からだれもが自分たちの公園を自由な発想で、もっと柔軟にもっと楽しく使いこなすための施策として「みんなで公園活用事業」（愛称：パークファン）を進めており、その中で子育て・教育に関わるプログラムも実施しております。引き続きハード面、ソフト面両方でこどもを対象とした取組を実施してまいります。	—	1

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
23	その他	未来を担う子どもたちに、教育面、福祉面など、支援していく社会で見守っていく施策が策定されているのは、とても素晴らしいと思いますが、その計画を実施する環境を整えることもっと重視して下さい。例えば ・役所内の部署間連携はスムーズにとれているのか？ ※ 2 ・いろんな支援があること、その情報を保護者がとれているのか？ ※ 2 ・子どもがのびのび育める地域になっているのか？ ※1他部署に担当が分かれているようなので連携が気になります。 ※ 2 役所に仕向かずとも情報はとりやすい状況にあるのか？ HPだけでは、そこに積極的にアクセスしない限り情報は入ってこない。	本計画の推進にあたっては、こども・子育て対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」を設置しております。昨年12月に、計画策定にあたり当会議を開催し、本計画の基本理念や重視する視点、めざすまち像等の基本的な考え方を共有のうえ理解を促し、その実現に向けて関係各局に協力を要請しておりますが、計画策定後も本市の「区役所」「局・室」等関係部署が密に連携を図り、計画を推進し、市民の方に分かりやすい情報発信を行ってまいります。 また、いただいたご意見を踏まえ、改めて、他部署間の連携方法や情報発信方法等について、市民の方々に寄り添った方法となるよう努めてまいります。	—	1
24	その他	これからの時代を生きぬく力、幼児期の終わりまでに育ってほしい10 の姿、3 つの柱、など様々な取り組みが出されていますが現場が変わっていないと感じます。小学生のこどもがおりますが、主体性、考える力、と唱えるのに協調性や決まりを重視する校風、勉強に力を入れ過ぎて懇談では成績のことばかり。宿題も年々増え、土日まで課題を出す。 あそびでまなぶ、という環境や時間が減少しています。日本の幸福度は世界的にも下位に近く、子どもたちも学校を楽しみにはしていません。行かないといけな場所、になっています。ぜひ「夢見る小学校」という映画をみていただきたいです。和歌山県にある、きのくにこどもの村学園の堀真一郎さんが作った学校を題材にした映画です。ここの小学生たちは本当にいきいきとしてこのような学校を大阪市にも作って欲しいです。というか、今の学校教育がもっと変わるべきだと思います。私は大阪府在中ですが20 年間豊中市のこども園で勤務しております。子どもも2人おり、大阪市の保育園に入所していましたが2人とも豊中市の園に転園しました。豊中ではこどもの主体性を重んじる、あそびを中心としている園が多くありますが大阪府にはそのような園がとて少ないと感じます。小学校に行くための準備をしているような・・・あそびでまなぶ、をもっと大事にしてほしいです。働き過ぎ社会の中で、保育園の需要が増え早朝から閉園ギリギリまで園での生活、帰ってからは親も家事育児に手一杯で子どもはテレビやゲーム。働かないと生活できない。家庭には限界があります。日本の家庭環境では愛着の問題はこれからも増え続けます。実際満たされていない子がとても多いです。その上学校も未だに一斉教育で受動型、個性より成績を重視、こどもの意欲や好奇心が育たない、居場所がなく、学校に行く楽しみを見出せない・・・大阪府には不登校子も多く、若者の自殺者も多いですね。愛着は学校、園でも全てではないですが少しでも満たすことはできます。保育園や幼稚園、学校がもっと子どもたちののびのびと豊かに育てないといこれからの時代を自分らしく、力強く生き抜く力、非認知能力が育たないと思います。そのためにこどもの意欲、創造力、主体性、個性を守るような園、学校づくりをしていただきたいです。地方に行けばこういう学校がある、のではなく、大阪の中心に作ることに発信していくことに意味があり、そういう学校を見本にして大阪市内、区の学校が変化していくことを願います。長くなり申し訳ありません。どうか今のこどもを取り巻く環境を大人たちが早急に改善してあげてほしいです。	本計画は、「こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ」を基本理念としており、こどもの幸せを第一に考え、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視しています。また、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切にし、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視しております。 いただいた貴重なご意見を参考にさせていただき、この基本理念や重視する視点を念頭に置きながら、すべてのこども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまちとなるよう、今後も関連部署と緊密に連携を図り、施策の推進に努めてまいります。	—	1

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
25	その他	1 小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が減少しても、学校の統廃合を進めず、地域との結びつき等も考慮して学校を存続し、少人数学級や加配によってゆとりある学校づくりをし、各学校の教育を充実させる。 2 また、それぞれの学校の児童・生徒や教職員に余裕が出てくれば、部活動の指導やいじめ等の対応など、さまざまな教育の問題の解決に結び付くと思われる。また、大阪の教育環境にはゆとりがあり、充実を目指していることが広く知られるようになれば、大阪で教員になろうという志願者の増加にもつながる。 3 学校で勤務する職員はできうる限り正規の職員であることが望ましいが、部活動外部指導者やその他外部スタッフの導入に際しては、日本版DBS に則り、生徒・児童、教職員の安全を図る。 4 給食の無償化が国レベルで実現した際も、大阪市の現在の給食に関する予算を維持し、給食の質・量の充実を図るべきである。 5 大阪市の貧困状況が全国に比して高いので、全国学力学習状況調査の結果に影響のあることは否めないもので、その数値は慎重に取り扱う。 6 大阪の優れた芸術文化である文楽を広く市民が親しむように、大阪市内の小学校・中学校・高等学校のそれぞれ在学中に1 度は鑑賞する機会を持つ。例えば、小学校4年、中学校1 年、高等学校1 年に、国立文楽劇場・各区民センター・各学校等で上演、鑑賞会を行う。	1 大阪市では、今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、学校配置の適正化に取り組んでいます。取組にあたっては、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを広く共有するため、令和2 年度に条例・規則を施行し、小学校の配置の適正化の取り組みを進めているところです。また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進行が見られたため、中学校も小学校と同様に規定化し、令和7 年4 月1 日に施行する予定です。学校配置の適正化の検討につきましては、二アイズベターの考え方のもと、区役所と連携し、引き続き、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。なお、市立の高等学校は、令和4年度に大阪府に移管したため、本市では所管していないことを申し添えます。 2 大阪市内で働く教員がよりいきいきと働くことができるよう、さまざまな取組を実施しています。取組の説明について、本市教員採用PRイベント等で伝えるとともに、大阪市教員採用ポータルサイト（https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000642621.html）に掲載し、教員を支えるしくみが充実していることを周知していますが、多くの方に知っていただけるよう、引き続き周知に努めます。 3 資格要件に、「地方公務員法第16条又は学校教育法第9 条各号のいずれかに該当する者、また部活動指導員として不適格と認められる事項がある者を除く」としており、登録者本人より「大阪市立中学校部活動支援人材バンク（部活動指導員）登録申請立て書」の提出が必要となっています。また、人材バンクへの登録に際し、児童生徒への指導実績証明書の提出と、「人材バンク登録推薦書」および、面接試験・論文試験により部活動指導員に適格であるかの確認を行っています。 4 学校給食は、1 日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるよう文部科学省の「学校給食摂取基準」が定められており、本市においても、各栄養素を過不足なく摂取できるよう献立を作成しています。献立作成においては、旬の食材を利用した季節感・伝統行事にちなんだ内容、各地の郷土料理や諸外国の料理をもとにするなどの多様化の工夫、児童生徒の嗜好を考慮しつつ素材の持ち味を活かした調味・調理等、充実を図っております。今後も引き続き、必要な予算を確保のうえ、献立内容の充実に取り組んでまいります。 5 「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取扱いについては、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市教育振興基本計画」の趣旨に基づき、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進すること等を目的として、校長は当該学校における平均正答率を含む調査結果（以下、「調査結果」）及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとしています。ただし、子どもの不利益にならないよう教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができるとしております。 6 芸術鑑賞については、各校に配当している予算や各区においての施策等、児童生徒の豊かな情操教育の一環として取り組んでおります。また、文化庁の「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」や「舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）」等もあり、そのプログラムの中に文楽もごさいます。各校の実情に合わせて体験や鑑賞が可能となっております。なお、本市としましてはこのような事業を各校に通知し、大阪の文化芸術体験活動を推進してまいります。	—	2
26	その他	こどもの相談センターについて ・相談員が継続して働ける、子どもたちの背景を十分にみて継続的にかかわることのできる、条件整備を。	こども相談センターで働く職員が子どもやその保護者を適切に支援できるよう専門性を高める研修を実施するなど、職員の資質向上や働きやすい環境整備に努めてまいります。	—	1
27	その他	子供は、どこにいがが、平等！世界、地球の子供達！将来地球上を担っていくのが子供達になります。子供に差別をするというのは、卑劣なことだと。地球上の人類として、平等な選択をお願いします！	本計画の取り組みを進めることによって、すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感することができるまちとなることをめざします。	—	1
28	その他	この度、初めて大阪市のこども計画」を読んで、充実した内容に驚かされました。 こども達のことを考えて作成されたのだらうと感じました。ありがとうございます。 他府県・市町村で、こども達への包括的性教育で男女の身体を無視した教育を推進している自治体、学校があると聞き、大阪市のこども計画にも入っているかもしれないと心配していましたが、思想やイデオロギーより、子育てする市民の実際の困難を手助けするような内容で安心しました。 こども達と、子育てする母親、父親のために、これからもよろしく願いいたします。	本計画は、基本理念で掲げているとおり、次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、関連することも・若者や子育て支援に関する施策を推進していくものです。 今後もこの基本理念を念頭に置きながら、関連部署と緊密に連携を図り、施策推進に努めてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。	—	1
29	第2 章 現状と課題 «大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）概要»	P37.38に関して 「放課後の居場所を提供する事業」と一括りにせず少なくとも、留守家庭児童対策事業（学童保育）、児童いきいき放課後事業、放課後等ディサービスなど、目的の違う事業ごとのニーズ把握や計画への反映を行ってください。	「大阪市こども計画」（令和7年度～令和11年度）の策定に向け、その基礎資料とするため、令和5年度に就学前児童の保護者、就学児童の保護者、若者のニーズや意識等を把握するための調査を実施しました。調査においては、4 歳以上のこどもが小学校低学年の間に、放課後過ごさせたい場所について、全般的に何っており、大阪市内で実施している「児童いきいき放課後事業」及び運営経費の一部を補助する「留守家庭児童対策事業」については、事業ごとに利用理由など詳細についてニーズを把握し、計画（素案）を策定しています。 詳細な調査結果は、https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000626372.htmlをご覧ください。	37 38	84

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
30	第2章 現状と課題 «大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）概要»	P38 利用料が適当であるに関して保育料が高いので、他市のようにひとり親家庭への保育料減免の独自予算を検討してください。子ども自身が集団の中で生きる力を身につけて欲しいと思があるので、そのことを大切にした保育内容をしっかりとつづけているような環境整備を行ってください。	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」における「放課後の居場所を提供する事業」としては、放課後や長期休暇、休校日等に全ての市立小学校において、こどもたちの安全・安心な活動場所を提供する「児童いきいき放課後事業」及び保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対して補助金を交付する「留守家庭児童対策事業」となっております。 児童いきいき放課後事業は、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、無料で、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をとおして、その健全な育成を図っております。 また、放課後児童クラブは、民設民営であることから、利用にかかる費用の設定及び保育内容については、各事業者において設定されています。	38	34
31	第3章 計画の基本的な考え方 4 施策の基本方向	学童期・思春期について、「こども・若者の“生きる力”を育成し健やかな成長をサポートする環境の充実」と記載がありますが、保育園・幼稚園を卒業した学童期には、自分で考える・仲間と協力する等、“知能を育てる”ことが最重要であると考えます。その事業軸の一つとして、“いきいき事業”の充実化について記載されていますが、いきいきの現状はご存知でしょうか。知能を育てるには、保育園の延長上と同等の保育が小学生時期・特に低学年期には最重要であると考えます。小学校だけでは知能はしっかり育ちません。小学校および放課後の保育を、どれだけ質が高い保育・教育をするかが最重要です。いきいきの利用児童数について記載がなされていますが、どの数を計上されているのでしょうか。週5日、しっかり利用している児童数を記載していますか？学童保育に預けることと迷い、安価であるため仕方なく利用している児童も少なからずいます。週1や月1利用児童もカウントに入れていませんか。ただか週1利用した程度では、こどもの健やかな成長など、ありません。また、たくさんの保護者と、いきいきの実態について話し合ったりしますが、指導員の方々は、ただ見守るだけで、保育はしてくれません。中には、おしゃべりしている子供たちを静かにさせるため、拡声器を室内で使い「静かにしなさい！」と叫ぶ学校もあるそうです。「もう、いきいきに行きたくない」と、不満を述べている子たちも沢山いると聞いています。保育するのではなく、ただ問題を起こさないか、見張っているのみであると、感じている方が多いそうです。我が家は、“知能の発達・集団生活の重要を学ぶ”ことを目的とし、中大江学童保育に長男・長女を預けています。学童の子供たちは、“学童楽しい！！”と沢山の子どもたちがいつも言っています。	本計画の「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」において、児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業の令和7年度から11年度までの量の見込みをお示ししておりますが、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。 なお、留守家庭児童対策事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業者へ補助金を交付するものです。 児童いきいき放課後事業は、全市立小学校において、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を実施しております。	44	1
32	第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	留守家庭児童対策事業は、民設民営の放課後児童クラブで、実施する事業となりますが、実際は入所児童の父母のボランティアで運営している学童が多数であるため、そのような事実が分かるよう、民設民営(法人等または父母会が運営)と追記してください。	留守家庭児童対策事業は、児童福祉法第6条の3第2項第2号に定める放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して、事業に要する経費の一部を補助するものであり、任意団体やNPO法人などの様々な法人格をお持ちの放課後児童クラブに運営いただいております。	52	1
33	第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	P52（2）の留守家庭児童対策事業の本文「保護者が～補助します。」について、下記のとおり、修正追記をお願いします。「放課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、」➡「放課後の安全・安心な「居場所」となる遊びや生活の場を提供し、子ども同士の交流や主体的な遊びや学びの機会を通じ、児童の健全な育成を図るため、」（留守家庭児童対策事業が単に遊びや生活の場だけでないことが伝わるよう本文の検討修正をお願いします。）	留守家庭児童対策事業は、児童福祉法第6条の3第2項第2号に定める放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して、事業に要する経費の一部を補助するものです。 同法において、「放課後児童健全育成事業とは小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と規定されております。	52	1
34	第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	P52.53関連 いきいき事業を含めた全体のニーズ量はR7年度の46,192人からR11年度42,146人と約9%減となっていますが、放課後児童健全育成事業に関しては6,777人（R7年度）から6,682人（R11年度）と1.5%しか減りません。利用料が無償の全児童対策事業のニーズは減りますが、高額な利用料を必要とする留守家庭児童対策事業のニーズは今後も維持されます。利用料を減額できれば更に利用者が増加することが予想されます。こうした大阪市のニーズを正確に計画へ反映させ、働く保護者の子育てを支援する事業を充実していくことが必要です。	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業の量の見込みについては、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、並びに「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」にもとづく就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。 このうち、「国の放課後児童健全育成事業補助対象量」の見込みについては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生のみを対象としており、留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当するものです。令和7年度から11年度の減少率については、対象となる児童いきいき放課後事業の見込み数が増えることが要因となっております。	52 53	21
35	第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	・学童といきいき、両者ともにニーズがあつて、存在があつていいと思う。ただ素案をみていて思うのが、いきいきを押し進めるにあたり、学童のニーズをないがしろにしてしまう可能性があることは慎重に考えて欲しい。居場所の提供する場合の「いきいき」、生活を提供する場合の「学童」としての住み分けができる計画になるようにしてほしい。 ・いきいきは週3日通う子どもも1人とカウントされるんですか？学童はされません。なぜですか？きっちりカウントしてほしいです。	児童いきいき放課後事業は、全市立小学校において、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、無料で、放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をとおして、その健全な育成を図っております。 留守家庭児童対策事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対して、事業に要する経費の一部を補助するものです。 本ページに記載している両事業の量の見込みについては、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、並びに「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」にもとづく就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。	52 53	24
36	第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見込みと提供体制の確保	P52 53に関して 待機児0名としていますが、「学童に入れなかった」という声を聞きます。いきいきではなく学童に入りたくて、入れなかった児童は待機児童です。適当に数字を操作しないで下さい。	本市における放課後児童施策は市内全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しています。 このため、児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業における「量の見込み」に対する「確保の内容」については同数と見込んでおります。	52 53	27

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
37	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	区には学童が1つしかなく、学校終了後25分ほどかけ、徒歩で学童へ向かいます。不審者、交通事故や夏の暑い時間帯（13：30～15：30）の下校では熱中症の心配など不安はつきません。校区に1つ学童を開設し、子供の安全確保に努めて頂きたい。	本市における放課後児童施策は市内の全ての市立小学校において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な居場所を提供する「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）」を補完的役割として、実施事業者に対して事業に要する経費の一部を補助しているところです。	89	1
38	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	夜間や早朝に子どもを預けたい人のために24時間の学童保育を導入してはどうか。	本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業者へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）を実施しております。 一方、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生等に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、全市立小学校で児童いきいき放課後事業を実施しております。 事業趣旨をふまえ、留守家庭児童対策事業は放課後からおおよそ19時まで、児童いきいき放課後事業は18時までの開所となっております。 また、10歳未満の児童の預かりにつきましては、概ね通学前の7時から放課後の20時までの時間帯において、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、会員同士が子育てを支え合う相互援助の仕組みである「ファミリー・サポート・センター事業」にご登録いただき、ご利用いただくことが可能です。	89	1
39	その他	いきいきと学童保育の両事業の充実が必要にも関わらず、なぜ補助額がこんなにも違うのか知りたい	本市における放課後児童施策は、市内の全ての市立小学校において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な居場所を提供する「児童いきいき放課後事業」を公設民営により実施するとともに、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助する「留守家庭児童対策事業」を実施しています。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—	1
40	その他	学童保育はいきいき事業の補完的役割とされているが、実態は、学童の定員がいっぱいで入所できずに、いきいきを利用してたり、学童の利用料負担が大きくて、いきいきを利用してたりするので、いきいきの方が学童保育の補完と言えるのではないか。どちらが主でどちらかが補完という考え方ではなく、どちらも充実しているように考えてほしい。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—	1
41	その他	大阪府はいきいきで学童保育をしていることになっているが、子どものたまり場があるだけで、保育をしているといえるのか疑問。そもそも児童福祉事業ではない。保護者が仕事などで家が留守になっている子どもが集まっているのだから、児童福祉の観点から子どもの育成事業を進めていく必要があると思う。居る場所があるだけでは不十分である。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 留守家庭児童対策事業は、児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図っており、児童いきいき放課後事業は、小学校の余裕教室等を活用して、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をとおして、その健全な育成を図っております。	—	1
42	その他	この計画ではどこを改善していくのがわかりにくいです。いきいきも学童保育も充実させてください。いきいきの説明だけでなく、学童保育の説明も学校で行っていただきたいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 「留守家庭児童対策事業」の広報については、放課後児童クラブと児童いきいき放課後事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを各区及び各小学校へ配布しているほか、本市ホームページにおいて、各放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載しており、それぞれの保育内容を確認できるようにリンクさせております。	—	4
43	その他	学校が終わってからの子供達が送る生活は、親も安心できて子供にとっても楽しい居心地のいい番所であってほしいと思います。1年生～6年生という幅広い交流をどう活かせるのか？学校以外での生活も充実したものにしたい。学童では、こういった悩みが解決できる場所だと思えます。遊び、勉強で分からない所は上の学年が教えてくれたり、下の学年はそういう姿を見て学び自分もまた下の子に教えていく。兄妹がいらない家庭ではこういった経験ができるのも学童の良さではないのかなと思います。いきいきには無い学童だからこそできる事がたくさんあって子供達には必要な経験ができる場所をこれからも無くさないようにしてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しており、令和7年度以降も継続していきます。	—	6

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
44	その他	この計画を通じて、大阪市での子育てに関する取り組みや課題について、大まかに理解することができました。ありがとうございました。少し私の意見を述べさせていただきます。 1つ目に、放課後サービスの利用料金についての詳細な状況を知りたいです。特に、利用料金が家庭の経済状況によってどのように設定されているのか、また、料金負担が子育て世帯にとって適切なものとなっているかについて関心があります。 2つ目に、放課後サービスの利用者数についての現状を知りたいです。年齢や学年ごとの利用者の内訳や、利用希望者数と実際の利用者数の差など、具体的なデータがあれば理解が深まると思います。 3つ目に、放課後サービスにおける子どもたちの時間割やスケジュールの状況を教えていただきたいです。例えば、子どもたちがどのような活動に参加しているのか、勉強の時間や自由遊びの時間がどの程度確保されているのかなど、具体的な内容を知りたいと思っています。 これらの情報をいただけたら、放課後サービスがどのように運営され、子どもたちや保護者にどれほど役立っているのかをより深く理解する助けになると思います。	本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブへの補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「児童いきいき放課後事業」は、安全管理にかかる経費として年額50,000円を除き無料でご利用でき、放課後活動室にきてすぐ宿題タイムや読書を行ったのち、室内又は室外において遊びやスポーツなどの活動を行っておりますが、活動スケジュールについては各活動室において設定されております。同事業の詳細については、本市ホームページ/00000002464.html 放課後児童クラブにおける利用料金及び活動スケジュールについては、各事業者において設定されております。なお、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載しており、放課後児童クラブのホームページへ移行できますので、保育内容等をご確認いただけます。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000502893.html 同事業における利用者数等については、「こども計画」別冊資料をご参照ください。	—	1
45	その他	現在不登校児の増加が問題になっている。不登校児の居場所を増やし学童保育所が1つの場として不登校児支援を行えるような環境作りに努められるよう又、すべての子ども達が安心して過ごし学びの場を生み出す計画を立て検討してほしい。	本市における不登校支援として、まずは各校において、誰もが安心して学べる、不登校が生じないような魅力ある、より良い学校づくりに取り組んでおります。また、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置しております。 さらに、学習意欲はあっても登校できない児童生徒を対象に、多様な学びの場の確保に向けて、市内3カ所で教育支援センターを運営しております。くわえて、在籍校への登校が困難な生徒への支援として、「学びの多様化学校」である心の中学校を開校するとともに、すべての不登校児童生徒及び保護者を支援するための登校支援室「なごみ」を併設設置しております。 今後も引き続き、不登校児童生徒全てに学びの場を確保するとともに、不登校児童生徒への支援の充実を推進してまいります。 なお、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項において「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と定められており、不登校状態の子どもを受け入れる施設としては位置付けられていません。	—	2
46	その他	大阪市の学童保育は、保護者としては、子どもにとって保護者に替わる大人がいて、安心できる第2の家のような存在です。いきいきや、放課後等デイサービスとも種の異なるものだと思います。共働き家庭や、ひとり親家庭が増えている今、いきいきではなく学童に預けたい、でも費用面の問題等でそれが叶わない家庭も少なくないと聞きます。子どもを第一に考える、こども計画なのであれば、子ども目線、子どもを養育する保護者目線で考えてもらえると嬉しいのです。1番は環境整備（指導員の確保、施設の充実）をしてもらうことが子どもたちのためになると思うので、そのための費用などの補助金を増やしてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—	25
47	その他	学童保育に通っているが人数に対して部屋がせまく、のびのび過ごせない環境なので、補助金等見直しや、空き家の活用等できるようにして頂きたい。	本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 施設に関する経費については、事業を運営するための経費として、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、各事業者において判断されるべきものと考えています。	—	3
48	その他	「放課後児童クラブ」運営を財産面でさらに支援することが必要と考えます。放課後児童クラブの運営は、保護者が利用料以外で金銭面の負担をしていたり、借金をして運営していたりと持続的な運営状況になっていません。キャッシュフロー状況も自転車操業のレベルを超えています。 指導員の待遇も低賃金であり、次世代の担い手確保も課題です。補助金支給額の拡充・早期支給を強く望みます。 また「児童いきいき放課後事業」では、保育時間・保育日が十分でないこともあり、共働きしている家庭の所得向上・一人親家庭の親がフルタイムで働く環境を確保するには「放課後児童クラブ」の体制拡充が必要と考えます。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 なお、「児童いきいき放課後事業」については、平日の放課後に加え、土曜日、夏休みなど休業日にも、安全・安心な居場所を提供しております。	—	230

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
49	その他	「いきいき」に焦点が当てられることが多いですが保護者としてはより専門的で安全な環境を提供頂ける学童保育が重要だと考えています。 学童保育は専門のスタッフによる指導とサポートを提供し、子供達が放課後も健康で豊かな時間を過ごせる場所だと考えています。 特に下記について改善頂くようご検討ください。 ・指導員の労働条件の改善と質の向上 学童保育を担当する指導員の労働条件を改善し適正な報酬や労働環境の整備について検討ください。そのうえで、指導員の質の向上に向けた研修プログラムの充実や資格取得のサポートも行って頂きたいです。 母親にとっては継続的に働ける環境を確保するために学童保育の充実が不可欠です。大阪市の学童保育がさらに充実し子供達が安全で健康に過ごせる環境が整うようご検討ください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 放課後児童支援員等研修につきましては、年間を通して受講可能となるようWEB研修を導入し、本市が主催する専門家を講師とする実践的な研修のほか、国や大阪府、本市他局が主催する様々な受講機会を増やすことにより、専門的な知識の向上など研修の充実に努めております。また、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修への計画的な参加、修了を進めております。	—	92
50	その他	留守家庭児童対策事業のニーズが高まっていると感じていますが、保育料が高く入所を控えてしまう方が多いです。希望する家庭が保育料などのお金ために入れなくなるのをなくすために、補助金を増やしては入りやすくなるようにしてください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—	64
51	その他	「いきいきが受け皿になっている」とありますが、果たしてそうですか？教室にぎゅうぎゅう詰めに入っている子ども達。1人1人の様子を見られているのでしょうか？ 子ども達にとって、放課後を過ごす場所は色々あると思います。学童保育といきいきを一緒に考えず、しっかりと別々の場所、考え方として下さい。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 留守家庭児童対策事業は、児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図っており、児童いきいき放課後事業は、小学校の余裕教室等を活用して、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をおとし、その健全な育成を図っております。	—	2
52	その他	学童保育の運営効率化のため、AIを活用したシステムの導入をもっと推進したはどうか。例えば、親が利用時間を登録できるアプリや学童の混雑状況をリアルタイムで確認できる仕組みなど。	「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助しているところです。 システム導入にかかる経費については、事業を運営するための経費として、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、各事業者において判断されるべきものと考えています。	—	1
53	その他	大阪市内の学童を利用しています。保護者の負担を軽減する為、働いて下さっている職員の方々の賃金を増額する為、利用している場所の家賃補助の為など補助金の増額が必要だと思います。子どもたちの生活の為、よろしく願い致します。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 家賃等の経費については、事業を運営するための経費として、本市運営費補助金の対象経費に含まれているところです。	—	72
54	その他	大阪市の「学童保育」においては、共働きの保護者自らが指導員と協力して、市内各地に学童保育所を作り、保護者自らが運営（民設民営）しているため、かなりの負担を強いられています。 そのため、大阪市行政にて運営保育の実施を要求します。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—	12
55	その他	放課後児童支援員認定資格研修を終えてから修了証の交付までの期間を早めてほしい	放課後児童支援員の認定研修は、大阪府が実施していることから、修了証を大阪府が発行し、大阪府が交付しており、発行後、速やかな交付に努めているところです。	—	2

大阪市こども計画（素案）に寄せられた御意見の要旨と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	御意見の要旨	御意見に対する本市の考え方	素案 掲載 ページ	意見件数
56	その他	学童の施設が古く、人数も増えてきたため、子どもたちが所狭しと遊んでいるので、施設をもっと充実させてほしい。小学校から子どもの足で10分くらい徒歩でかかるので、距離的にも負担がないところに引っ越してほしいと思います。それと小学校内のいきいき活動の保育時間が短いので、夜はせめて6時半までは預けられるようにしてほしい。学童の保育料が2万円ほどかかるので負担を減らしてもらえると助かります。学童は夜7時過ぎまで預かってもらえるので、とても助かっているのですが、土日祝のイベントが毎月何かとあるので、それについても費用がかかるし、平日は学校で疲れ、土日祝は学童の行事もあると、とても疲れるし、保護者についても仕事のため保育ができないから預けているのに、学童の保護者会（平日の時もあり夜20時～22時くらいまである）も長時間あったり、イベントに關しての会議や土日祝のイベントにかり出されるので何のために働いているのかわからないのが現状です。働いている親の負担を増やさないよう、もっといろいろな子どもへの支援をしてほしい。学童等の指導員の方の待遇をもっと良くしてあげてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところ。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところ。 「児童いきいき放課後事業」は、放課後から18時まで実施しておりますが、令和7年度からは、全活動室において19時まで延長する方向で検討しているところ。 「留守家庭児童対策事業」の施設設備に関することは、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、また、保育料の設定については、各事業者において判断されるべきものと考えています。	—	10
57	その他	この計画では、放課後事業をどう改善していくのかわかりにくく、現場としては、正規職員が1名で放課後児童支援員のなり手不足の影響で保護者にも大きな負担がかかっています。そのような現状があることを踏まえて放課後事業の改善点を修正してください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところ。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところ。	—	1
58	その他	この計画では放課後事業をどう改善していくのかわかりにくく、現場としては、留守家庭事業では職員を探すのが非常に困難で、資格を持った方を探すのはさらに困難です。子どもと保護者が安心して利用するために資格は非常に重要なので空を下げることなく、資格を取る講座などを広く開講して放課後児童支援員の量を増やすことを計画にのぞいてください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところ。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところ。 また、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修への計画的な参加、修了を進めております。	—	1
59	その他	学童保育においても、一日利用が出来る制度を設けて欲しい。いきいきでは、一日利用出来るとされているが、解説時間が学童保育と比べて短いという制限があるので、学童保育でも一日利用出来る様にすれば、利用したいと思う家庭も増えるのではないだろうか。	「児童いきいき放課後事業」は、市内の全ての市立小学校において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な居場所を提供しており、一日のみの利用でも可能です。 「留守家庭児童対策事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助しており、週4日以上利用する児童が補助対象となります。	—	1
60	その他	いきいきで延長の子には5時頃におやつを出してほしい。	おやつの提供にあたっては、児童の安全確保のため、アレルギーをもつ全ての児童を把握し、食べる場所を分けるなどの対応が必要となりますが、利用児童が100名を超える活動室もあり、アレルギー対策が十分に行えないことから、原則、おやつの提供は行っておりません。 しかしながら、時間延長をご利用される場合には、保護者の責任においておやつを準備し、持参してもらえない場合に限り、おやつタイムを設けている活動室もございます。	—	2